

令和8年度
能代市重層的支援体制整備事業
実施計画

令和8年5月
能代市

1 計画の策定について

(1) 重層的支援体制整備事業の実施目的

近年、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化する中、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっています。

そこで、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現するため、令和2年6月の社会福祉法（以下「法」という）改正により、令和3年4月1日に重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設されました。

重層事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した地域住民の課題に対応するため、市町村において支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける 包括的な支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

本市では、この社会福祉法の改正を受け、支援関係機関間の連携と包括的な支援体制の整備を進めるため、令和3年度より重層事業への移行準備事業を開始し、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

※実施経緯の補足説明 10 頁を参照

(2) 計画策定の趣旨

本市では、これまで取り組んできた高齢、障がい、子ども、生活困窮等の既存の相談支援を活かしつつ、適切かつ効果的に重層事業に取り組むため、法第106条の5の規定に基づき、事業の実施・提供体制に関する事項等を定めた「能代市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層計画」という。）」を策定します。

<重層事業の実施目標・基本方針>

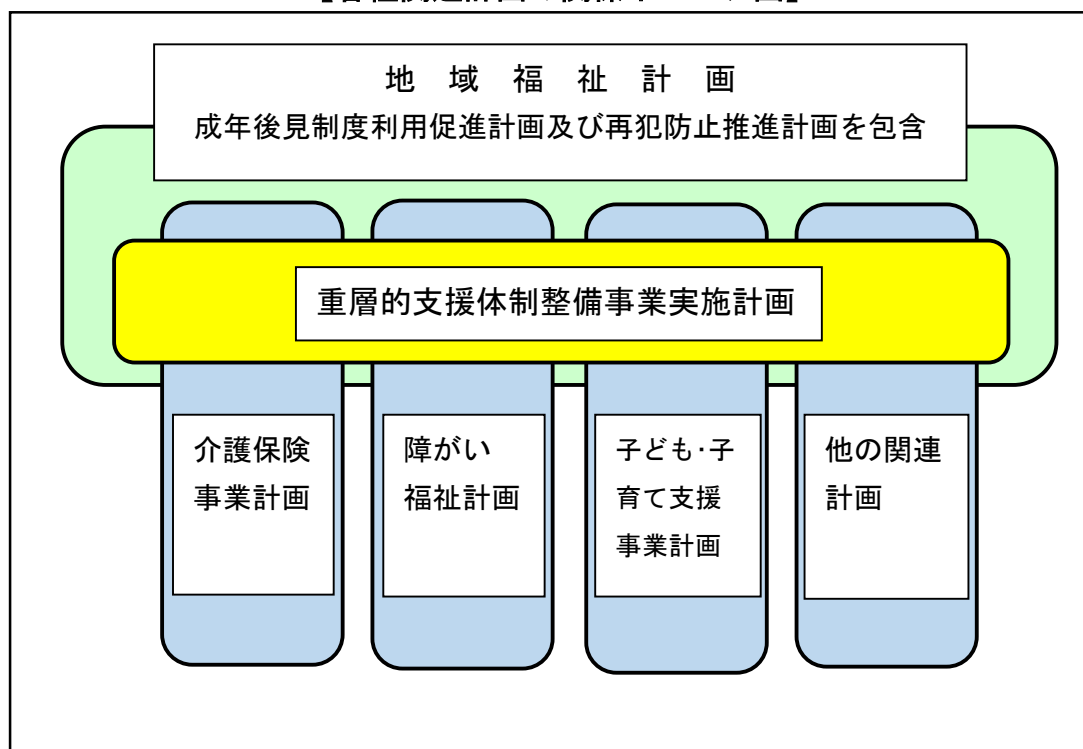
実施目標（上位概念）	地域共生社会の実現
実施目標（中位概念）	包括的な支援体制の整備
基本方針	支え合い、助け合いの地域福祉の推進
具体的手法	重層的支援体制整備事業の実施

2 他の福祉分野計画との関係

本市では、福祉分野の上位計画と位置付けられる「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画」という。）」において、基本目標を「支え合い、助け合いの地域福祉の推進」と定めるとともに、高齢者福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉等、それぞれの分野別計画に基づき具体的な取り組みを進めています。

本市の重層計画は、地域福祉計画や福祉関係の個別計画との整合性や調和を図りつつ、包括的な相談支援体制の強化・充実や各種福祉サービスが適切に提供されるよう、施策分野を超えて連携を図る地域福祉の体制づくりに向けた事業実施のために必要な固有事項に特化した計画としています。

【各種関連計画の関係イメージ図】



3 計画期間

本計画の計画期間については単年度とし、第2期能代市地域福祉計画の終期である令和11年度までの間、毎年度実績等を勘案し必要な見直しを行います。

4 重層的支援体制の整備に向けた取組（各事業）

（１）包括的相談支援体制（事業）

重層的相談体制の構築において、一体的に行うとしている相談支援機関（窓口）の現状は、次のとおりになっています。（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号関係）

また、下記以外の市の窓口や他の行政機関、福祉関係事業者等に相談があった場合も、必要に応じて相談支援機関（窓口）につないでいますが、今後さらに連携を深める中でより包括的な相談支援体制を整えていきます。

既存・新規	実施体制	
既存	能代市地域包括支援センター	
	主な対象者	高齢者（65 歳以上）
	設置形態	基本型
	実施方式	委託：JCHO 秋田病院、しらかみ長寿会 能代市山本郡医師会、二ツ井ふくし会
	圏域	市内 4 箇所
	概要 （根拠法等）	・能代市域を、本庁、北、南、二ツ井の 4 地区に分け、 それぞれにセンター機能を置いている。 (介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号)
既存	能代市在宅障害者支援施設とらいあぐる（相談業務）	
	主な対象者	障がい者（児）
	設置形態	基本型
	実施方式	委託：能代ふくし会
	圏域	市内全域（1 箇所）
	概要 （根拠法等）	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 を所持する者や保護者等からの相談 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第 77 条第 1 項第 3 号)
既存	能代市障がい者基幹相談支援センター	
	主な対象者	障がい者（児）
	設置形態	基本型
	実施方式	委託：能代ふくし会
	圏域	市内全域（1 箇所）
	概要 （根拠法等）	・地域における相談支援の中核的役割を担う機関 ・総合的、専門的な相談支援や一般、特定相談支援事業 者の指導、助言支援を初め障がい福祉にかかわる多様 な取組を行う。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第 77 条の 2)

既存	能代市こども家庭センター	
	主な対象者	妊産婦並びに乳幼児及びその保護者等
	設置形態	基本型
	実施方式	市直営
	圏域	市内全域（1箇所）
既存	概要 (根拠法等)	・子育て世代が安心して妊娠、出産、子育てできるよう、 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。 (子ども・子育て支援法第59条第1号)
	生活困窮者自立相談支援事業（くらしサポート相談室）	
	主な対象者	生活に困窮する者等
	設置形態	基本型
	実施方式	委託：能代市社会福祉協議会
	圏域	市内全域（1箇所）
	概要 (根拠法等)	・生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、暮らしに関する様々な相談・支援を行う。 (生活困窮者自立支援法第3条第2項各号)

（２）多機関協働体制（事業）

多機関協働体制の整備として、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例について、複数の関係機関が支援の方向性や役割分担を調整し、支援プランの策定を行う、重層的支援会議を設置します。（法第106条の4第2項第5号及び第6号関係）

重層事業における中心的な事業であり、個別ケースの検討においては、複数の相談支援機関から助言をもらえるとともに、困難事例に対応していく中で、職員のスキルアップも見込めるなど、支援者を支援する役割を担う事業でもあります。

このような包括的な連携体制を通じて、地域福祉ネットワーク（能代市福祉支援ネットワーク）をより強固なものとしします。

既存・新規	実施体制	
既存（継続）	多機関協働事業	
	主な対象者	複雑化・複合的な課題を抱えている人等
	実施方式	委託：能代市社会福祉協議会
	圏域	市内全域
	概要	・重層的支援会議において、課題の整理・調整や支援プランの作成等

（３）アウトリーチ等を通じた継続的支援体制（事業）

本事業は、地域へ出向いて（アウトリーチ）、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や世帯を把握し、支援を届けようとするものです。（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号関係）

このような支援ニーズを抱える人を探し、支援機関とつなげようとする取組を、令和 2 年は地域福祉コーディネーター事業（市単独事業）として、令和 3 年度は「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」のひとつとして、能代市社会福祉協議会で取り組んできました。これまでの積み重ねを活かし、民生・児童委員や自治会・町内会等関係する方との信頼関係をさらに深めるとともに、支援ニーズを抱えた方への訪問等を通じて関係性を構築し、継続的な支援体制を整えていきます。

既存・新規	実施体制	
既存（継続）	アウトリーチ等事業	
	主な対象者	複雑化・複合的な課題を抱えているが、必要な支援が届いていない人等
	実施方式	委託：能代市社会福祉協議会
	圏域	市内全域
	概要	・支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人や世帯を把握し、支援を届ける。

（４）参加支援体制（事業）

参加支援体制の整備目的は、包括的な支援体制を構築するにあたり、支援を必要とする本人や世帯と継続的につながる機能を強化するためのものです。（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号関係）

これまでもイベントへの参加や就労など状況に応じて支援を行ってありますが、既存の参加支援の内容では対応できない方等の個別のニーズに応じるため、地域の社会資源の活用やそのための働きかけを行うなど、ニーズに合った支援メニューを準備することも含みます。また、ニーズと支援のマッチング後はフォローアップ等を行い、本人やその世帯と地域社会とのつながりづくりを推進します。

既存・新規	実施体制	
既存（継続）	参加支援事業	
	主な対象者	全市民
	実施方式	委託：能代市社会福祉協議会
	圏域	市内全域
	概要	社会との継続的なつながりを持つため、個別ニーズにも対応できる社会資源の掘り起こし等
	想定される連携先等	・重層事業に関係する支援機関等 ・地域の福祉関係事業者及びその他の事業者 ・自治会・町内会、民生委員・児童委員、地域住民等 ・各種ボランティア団体等

(5) 地域づくり支援体制

高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野で取り組んでいる、地域づくり支援体制に関する拠点施設・拠点的功能は、次のとおりになっています。(法第106条の4第2項第3号関係等)

既存の施設や機能を活かし、交流の場や居場所づくりに取り組むとともに、地域の特産・人などの物的・人的資源の活用やネットワークの構築等により、多様なコーディネートを通じて、支援を必要とする人や世代・属性に左右されない地域住民同士の交流と居場所づくりを進めます。

既存・新規	実施体制	
既存	地域介護予防活動支援業務	
	主な対象者	高齢者（65歳以上）
	実施方式	委託：能代市老人クラブ連合会
	拠点 (実施主体)	保坂福祉会館 他
	概要	・健康づくりレクリエーション交流大会や教室、趣味活動の場を提供し、高齢者の介護予防及び生きがいづくり、健康づくり等社会参加の促進を図る。
既存	生活支援体制整備事業	
	主な対象者	高齢者（65歳以上）
	実施方式	委託：能代市社会福祉協議会
	拠点 (実施主体)	能代市社会福祉協議会等
	概要	・地域での支え合いの担い手確保やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加や地域のつながり作りを推進する。 ・生活支援コーディネーターの配置等を行い、高齢者の生活支援・介護予防の充実を推進する。
既存	地域活動支援センター事業	
	主な対象者	障がい者（児）
	実施方式	委託（指定管理）：能代ふくし会
	拠点 (実施主体)	能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐる
	概要	・障がい者を対象に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を実施する。

既存	地域子育て支援拠点事業（能代市子育て支援センター事業）	
	主な対象者	就学前児童及び保護者
	実施方式	直営（２箇所）：サンピノ、さんぽえむ
	拠点 （実施主体）	能代市子育て支援センター
	概要	・育児不安等に対する相談指導（電話、面接、訪問） ・子育て支援活動、育児サークル支援活動、広報活動 ・乳児保育や特別保育事業の積極的実施・普及促進、地域の保育資源の情報提供
既存	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
	主な対象者	地域で何らかの支援が必要な人
	実施方式	委託：能代市社会福祉協議会
	拠点 （実施主体）	能代市社会福祉協議会
	概要	・課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握 ・地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等

（６）関係機関の連携体制（能代市福祉支援ネットワーク）

重層的支援体制整備事業は、多職種による連携と多機関の協働が重要となることから、本市では、能代市福祉支援ネットワークを設置し、「全体会議」と「個別会議」による二層構造で対応することとし、この取組を通じて、関係機関等の対応力向上や、連携体制の強化を図ります。

なお、「全体会議」では、主に事業実施計画の策定や進行管理等を行うことから、あらかじめ委嘱または任命した委員による構成とし、「個別会議」では、個別の支援を検討することから、当該支援に関わりを有している者及び今後関わりを有する可能性のある者をもって構成しますので、開催の都度、出席者を選定します。

【能代市福祉支援ネットワークの構成機関（庁外：①～⑮、庁内：⑯～⑳）】

①公共職業安定所、②秋田県山本地域振興局福祉環境部、③秋田県北児童相談所、④能代市民生委員・児童委員協議会、⑤秋田県介護支援専門員協会、⑥能代市シルバー人材センター、⑦能代市社会福祉協議会、⑧本庁地域包括支援センター、⑨北地域包括支援センター、⑩南地域包括支援センター、⑪二ツ井地域包括支援センター、⑫生活支援コーディネーター、⑬地域福祉コーディネーター、⑭能代市障がい者基幹相談支援センター、⑮能代山本障害者就業・生活支援センター、⑯税務課、⑰市福祉事務所、⑱福祉課、⑲子育て支援課、⑳長寿いきがい課、㉑健康づくり課、㉒市民保険課、㉓商工労働課、㉔都市整備課、㉕水道課、㉖市民福祉課、㉗学校教育課

5 重層的支援会議と支援会議

これまで、支援対象者の個人情報については、それぞれの支援機関等の法的根拠や扱い方の違いがあり、十分な連携が図れない状況も生じていました。

多機関協働事業に伴い設置される「重層的支援会議」では、支援対象者の同意を得て関係支援機関等の間で必要な個人情報を共有できる仕組みが構築されることになり、より効果的な支援が期待できます。

一方、支援対象者から個人情報の提供について同意を得られない場合は、法第106条の6に基づく「支援会議」として、助言や必要な協力について検討することになります。

重層的支援会議と支援会議の位置付けの比較

名称	重層的支援会議	支援会議
個人情報の提供に関する本人同意	本人の同意が必要	本人の同意がなくても可能
法的位置付け	法第106条の4第2項第2号で定める多機関協働事業に基づく実施要綱等	法第106条の6に定める支援会議に基づく（第5項に守秘義務の定めあり）
会議の内容	・ 支援プランの適切性の協議 ・ 支援の経過と成果の評価、終結の検討 ・ 社会資源の把握と開発に向けた検討	・ 困難事例の早期把握、支援へのつなぎ（情報提供・共有） ・ 支援体制の検討
構成員	当該支援に関わりを有している者及び今後関わりを有する可能性のある者をもって構成	同左

※ 災害発生時や感染症流行時等で、対面による会議開催が困難な場合は、ICT等を活用したオンライン開催とします。

6 計画の推進と進行管理

本実施計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度、実施状況等を確認し、取組について検証を行います。また、こうした進行管理を行う中で、改善点等を含めて検討し、施策の充実や見直しを図ります。

※PDCAサイクルとは、業務改善や目標達成のために「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」の4段階を繰り返し行う管理手法です。

7 数値目標

重層事業を構成する事業のうち多機関協働事業における数値目標を掲載します。

事業名	指標	令和8年度目標
多機関協働事業	重層的支援会議・支援会議の開催回数	6回以上

※令和8年度目標値＝令和5～7年度実績（3箇年）の平均回数以上

8 重層計画の進行管理における検証指標

（1）新規・継続相談件数（包括的相談支援事業）※目標値は各事業の個別計画等で記載

区 分	R4	R5	R6	R7	備考
能代市地域包括支援センター	20,829	21,040	20,529	23,510	延べ
能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐる	812	821	746	723	〃
能代市障がい者基幹相談支援センター	464	632	535	616	〃
子育て世代包括支援センター(利用者支援事業)	285	223	285	632	〃
くらしサポート相談室(生活困窮自立相談支援)	208	176	167	167	〃

※子育て世代包括支援センターは、7年度から「こども家庭センター」へ変更となっています

（2）重層的支援会議等で扱う新規・継続案件数（多機関協働事業）

区 分	R4	R5	R6	R7	備考
重層的支援会議・支援会議の開催回数	4	9	4	5	
重層的支援会議で扱う案件（プラン作成）	2	3	1	3	
支援会議で扱う案件	0	1	1	1	

（3）訪問・つながりの件数（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

区 分	R4	R5	R6	R7	備考
地域への訪問件数	344	256	240	212	延べ
関係機関等へつないだ件数	178	89	86	73	
重層的支援会議へつないだ件数	1	1	0	1	

（4）対象者・事業者数（参加支援事業）

区 分	R4	R5	R6	R7	備考
支援対象者数	1	2	1	1	

（5）事業への参加者数（地域づくり支援事業）※目標値は各事業の個別計画等で記載

区 分	R4	R5	R6	R7	備考
地域介護予防活動支援事業	2,765	3,802	5,920	5,335	延べ
生活支援体制整備事業	627	823	833	964	〃
地域活動支援センター事業	1,824	1,786	1,809	1,585	〃
子育て支援センター事業	2,585	3,764	3,651	2,857	〃
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	881	3,003	3,307	2,470	〃

9 補足説明等

(1) 実施経緯の補足説明

福祉サービスに該当しない、いわゆる、制度の狭間の状況にある世帯が全国的に増加傾向にあるとされていましたが、本市の状況について把握ができていなかったことから、実態把握のため、令和2年度に調査を実施することとしました。

調査では、地域に出向き、民生委員・児童委員、自治会・町内会等の住民組織、社会福祉法人、ボランティア団体等へ聞き取り等を行い、支援が必要な人を把握しました。

実施した調査件数は、1,616件（訪問679件、電話573件、来所等364件）となっており、そのうち、見守りや支援等の対応が必要な世帯として635件（うち複合的課題58件）を確認し、関係機関との支援調整も行っています。

高齢化や人口減少がすすみ、地域における支えあいの基盤が弱まるなか、地域の暮らしでの困りごとが広がり、ゴミ屋敷問題、8050問題、社会的孤立など複雑化・複合化した課題への対応に直面することが増え、単独の支援機関のみでは対応が難しく、多機関による連携が必要な場面が多くなっていました。

そのため、今まで以上に重層的な支援体制の構築が必要であると感じることが多くなってきたことと、令和2年度の実態把握調査の結果を踏まえ、重層的支援体制整備事業の本実施に向け準備を進めるため、令和3年度で、その前段階の事業として、多機関の協働・連携体制の構築に向けた準備、庁内連携体制の構築、地域福祉をコーディネートするアウトリーチ等の取り組みを「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として実施することとしました。

令和4年度からは、各支援機関・団体と行政が協働することによって、それぞれの足りない部分を補いあい、これまで対応が困難であったことが支援や解決につながりやすくなるようにするため能代市福祉支援ネットワークを設置し、重層的支援体制整備事業の本事業として実施することといたしました。

なお、重層本事業の実施と能代市福祉支援ネットワークを設置するため、数カ月間にわたり、庁内各課説明会の実施のほか、各支援関係機関等を個別に訪問し、各機関の長に対して説明を行いながら意見交換し合意形成に努め、ご理解をいただき事業の実施をしています。

重層事業実施後も、多機関協働事業への「相談・申込」まで至らなかったものの、複合化・複雑化した課題があると思われる事例について、関係機関に対して件数を確認し、事業実施の参考としています。

令和4年度：141件、令和5年度：162件、令和6年度：238件、令和7年度：208件

（２）重層的支援体制整備事業における事業評価について（国資料の抜粋）

【評価指標とどう向き合うか】

① 事業評価の難しさ

- ・ 一般的に、事業評価では、全体的な視点からの「成果指標」や事業過程を評価する「プロセス指標」などが設定されますが、いずれの指標も本事業では、データの把握も難しく、また仮に計測できてもその解釈が容易ではありません。
- ・ 例えば、相談件数をプロセス指標に設定した場合、その数が多い方がよいのか、少ない方がよいのかは判断がつきません。本事業で対象となるケースの範囲は、既存の相談窓口や支援団体の対応可能な範囲によっても異なります。対象者の数が多いのは、アウトリーチのアプローチが効果的に機能しているからなのか、あるいは住民の生活困窮等の課題が進んでいるためなのか判断がつきません。また、各分野の窓口体制で十分な対応がとられていれば、本事業での相談件数は減少しますし、課題を抱える人に十分なアウトリーチができていない場合も、対象者数が少なくなっていくます。そのため、数量的な多寡によって事業成果やプロセスを評価することは、簡単ではないのです。
- ・ 仮に、生活困窮者や引きこもりの人数などを目標設定したとしても、それが本事業の結果として増減しているものなのか、社会全体の景気や失業率などの影響を受けているのかは、判断をつけにくい部分もあります。

② 評価指標の持つ意味

- ・ では、評価指標にはどのような意味があるのでしょうか。本事業は、地域におけるケースワーク全体を対象とした事業ではありません。生活課題が多様化・複雑化しており、多機関協働による支援が必要な人を対象としており、むしろ、本事業における対応ケースは、全体のごく一部といえます。
- ・ 評価指標は、事業のよしあしを単純に評価するものというよりも、評価時点において、事業が置かれている社会・経済環境の状態や、事業の進展を「見える化」することが目的と考えるべきでしょう。これらの数値を時系列で追っていくと、一定の変化が観察されます。それぞれの数字の変化が起こった背景を分析することで、本事業でとるべき相談・支援体制の改善の道も見えてくるかもしれません。このように指標は、事業の成否を短期的に評価するための数値ではなく、時系列的な変化を確認しつつ、その段階で本事業が置かれている社会・経済環境を把握し、今後、事業が対応していくべき方向性を検討するための材料として活用することが重要になります。